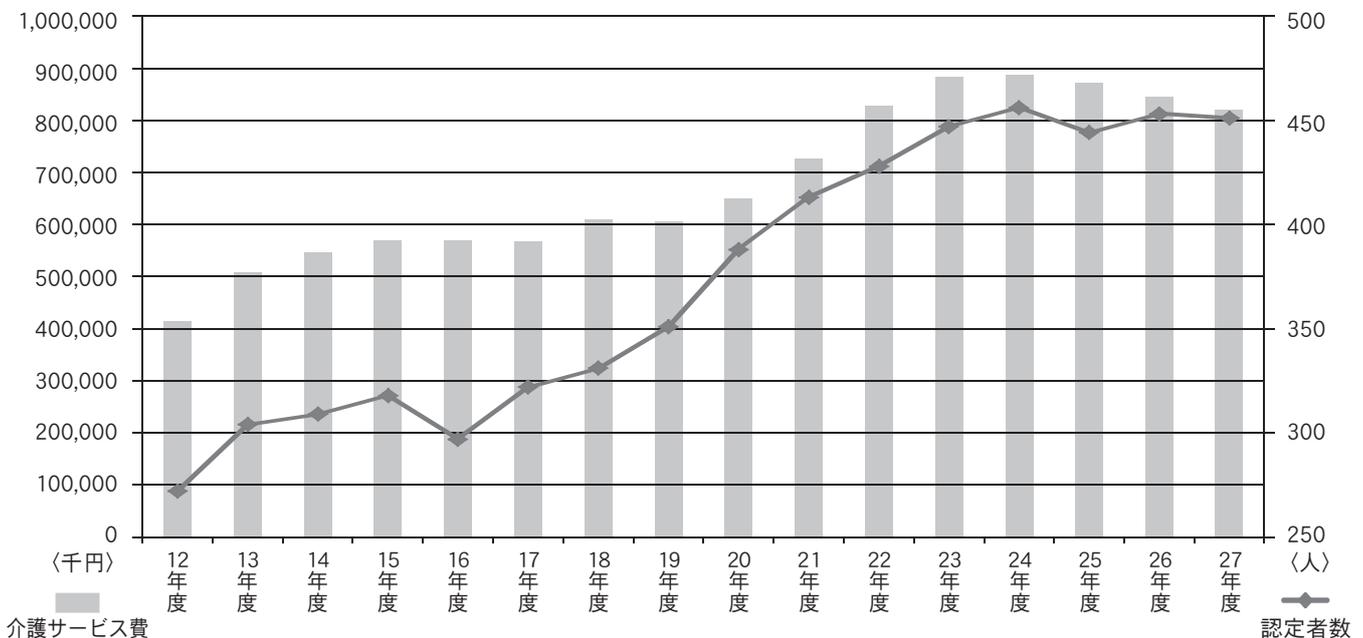


平成27年度の介護サービス費 前年並みの8億2千万円

介護サービス費、認定者の推移

平成27年度の介護サービス費は、約8億1千969万円。介護認定者数は451人、認定者1人当たりの給付額は約182万円となりました。介護サービス費は前年に比べ、わずかに減少しましたが、村の総人口に占める65歳以上の割合は年々伸び続けています。



介護保険制度

誰でも高齢になると、介護が必要になる可能性があります。

自分や、家族がそのような状態になったとき、家族だけではなく他からの手助けが必要になるかもしれません。そこで、皆で支え合い、いざ介護が必要になったときでも、住み慣れた地域で、いつまでも健やかに暮らせるよう誕生したのが「介護保険制度」です。

生き生き健康的な生活を送るために!!

体や頭を使わない生活をしていると、筋力や意欲の低下につながります。そのため、元気づうちから介護予防を行うことが大切です。

運動や趣味、買い物、身近な畑仕事なども生きがいづくりとなり介護予防につながります。いつまでも元気でいられるように心がけていきましょう！

介護保険は皆さんの保険料と公費で支えられています



介護保険料は
どのように使われるの？

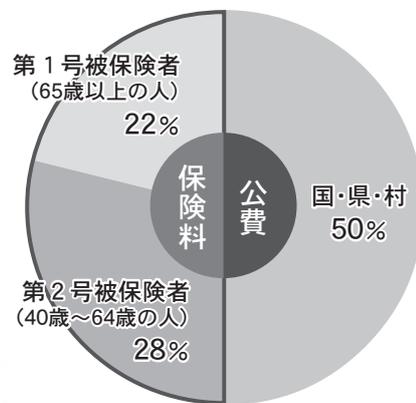
⇒介護サービスや介護予防にかかる費用に使われています。介護サービスの費用は、保険に加入している人（40歳以上の人）の保険料と国や県・村による公費（税金）、そして利用者の負担でまかなわれています。

～介護サービスにかかる費用の財源～

介護保険を利用し、介護サービスを受けたときの費用は、まず、利用者本人が1割または2割を負担します。残りの約9割のうち半分を被保険者の保険料で、残りの半分を国、県、村で負担します。

被保険者の保険料では、65歳以上の第1号被保険者が22%、40歳から64歳の第2号被保険者が28%を負担します。

※65歳以上の方の保険料は、関川村では国より財政調整交付金が交付されているため、実際は約17%となります。



お知らせ

負担限度額認定について

介護保険施設《介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設》に入所、短期入所を利用する際に、一定の条件を満たす方は、食費、居住費の軽減を受けることができます。(申請が必要です)

認定の要件・・・以下の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①住民税非課税世帯
- ②配偶者がいる場合は、世帯分離している場合であっても配偶者の住民税が非課税である。
- ③預貯金、有価証券等の金額が、単身で1000万円以下、夫婦の場合は合計で2000万円以下である。

介護保険の適用除外施設について

次の施設に入所されている方は、当分の間介護保険の被保険者となりません。該当する方は、住所地市町村にお申し出ください。

- ・指定障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援） ・障害者支援施設 ・医療型障害児入所施設
- ・児童福祉法の指定医療機関等 ・のぞみ園法に規定する福祉施設 ・ハンセン病療養所
- ・生活保護法の救護施設 ・労災特別施設 ・障害者自立支援法の療養介護を行う病院

【問い合わせ先】 介護相談に関すること 地域包括支援センター ☎64-1473
保険料等に関すること 住民福祉課健康介護班 ☎64-1472